

貸付けの実行等の状況に関する報告書
(年 月分)財務大臣殿
(日本銀行経由)

該当分に印(数字は計表ID)

061	銀行勘定分
064	信託勘定分

計表ID(3桁)	←
金融機関コード(5桁)	

報告年月日：_____

報告者：

名称及び

代表者の氏名

所在地

責任者記名押印

又は署名

担当者の氏名(電話番号)

1 本邦店の非居住者に対する貸付

(単位：億円)

		外国通貨建		本邦通貨建	
		実行	回収	実行	回収
対非居住者貸付 (本邦店名義)	0010				
うち中長期	0030				

2 本邦店の対非居住者貸付債権の放棄の状況

(単位：億円)

債務者の所在国又は地域	中長期貸付		短期貸付	
	外国通貨建	本邦通貨建	外国通貨建	本邦通貨建

(記入要領)

- 西暦により記入すること。
- 「代表者の氏名」及び「所在地」欄については、記入を省略して差し支えない。
- 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
- 本邦店の非居住者に対する貸付けの実行等の状況を対象とし、銀行勘定分、信託勘定分をそれぞれ別葉に作成すること。
- 円以外の通貨については円に換算の上、記入すること。
- 「中長期貸付」欄には原契約期間が1年を超えるもの、「短期貸付」欄には1年以内のものを記入すること。
- 「放棄」欄には合意・取決めに基づくもの(直接償却分)のみを記入すること。

「貸付けの実行等の状況に関する報告書」の記載要領

1. 報告を要する者

- (1) 特別国際金融取引勘定承認金融機関のうち銀行等（以下では、承認銀行等という）
- (2) 前月の金銭の貸付け（本邦通貨をもって支払われる居住者に対する金銭の貸付けを除く）の月中の合計額が100億円に相当する額を超える銀行等（承認銀行等を除く）
- (3) 金銭の貸付け（本邦通貨をもって支払われる居住者に対する金銭の貸付けを除く）の月中の合計額が100億円に相当する額を超える者に準ずる者として財務大臣が指定した銀行等（承認銀行等を除く）

2. 報告の根拠となる法令条文

- (1) 報告省令第14条第1項第7号（1.（1）に該当する者）
- (2) 報告省令第19条第1項第1号（1.（2）に該当する者）
- (3) 報告省令第19条第2項第1号（1.（3）に該当する者）

3. 報告書の提出先と照会先

- (1) 提出先：〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町2-1-1
日本銀行国際局国際収支統計担当 61番窓口
（郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本橋郵便局私書箱30号
日本銀行国際局国際収支統計担当）
- (2) 本報告書に関する照会先： 外為法の報告に関する照会先一覧をご参照ください。

4. 報告書に計上する期間

月中（1日～月末日）

5. 報告書の提出期限

翌月15日（休日の場合はその前営業日）。なお、郵送の場合は期限までに必着とする。

6. 提出部数

銀行勘定、信託勘定別に各1部

7. 報告に記載する金額の単位と使用する換算レート

- (1) 金額単位：億円（単位未満四捨五入）
- (2) 報告書の提出の可否を判断する場合（1.（2）に該当する者）及び報告書作成上外貨から円貨に換算する場合の換算レート：取引を行った日における報告省令第35条第2項の規定により「財務大臣が定めるところに従い、日本銀行において公示する相場」（いわゆる「報告省令レート」。毎月更新）。

8. 報告対象となる取引の内容等

- (1) 居住者の非居住者に対する貸付けの毎月中における実行、回収及び債権放棄の状況を銀行勘定、信託勘定を区分してそれぞれ別葉に作成すること（「資産負債状況報告書（別紙様式26）」の「貸付金」が報告対象）。
- (2) 信託勘定分は信託勘定において外国為替業務の金銭の貸付けを行わない銀行等は報告対象外。
- (3) 1. (1)に該当する者は、本報告書に報告を要する取引がなかった場合には、「該当なし」と記載して報告すること。
 1. (2)及び(3)に該当する者は、報告を要する取引がなかった場合には、報告する必要はない。但し、報告金額に満たない取引があった場合には、ゼロを記載して報告すること。
- (4) 貸付債権の原契約期間に基づき、中長期貸付（原契約期間が1年超）と短期貸付（同1年以内）に係るものに区分して記入すること。
- (5) 外国通貨建及び本邦通貨建の別に区分の上集計すること。

9. 記入の方法と留意点

- (1) 「報告年月日」欄等
 - 西暦により記入すること。日付は日本銀行国際局国際収支統計担当に提出する日（郵送の場合は発送日）とすること。
- (2) 「報告者」欄
 - 代表者とは会社を代表する取締役等のこと。代表者の氏名、所在地については、記入を省略して差支えない。
- (3) 「責任者記名押印又は署名」欄
 - イ. 報告の提出について授権された責任者（報告者の内部規定に基づき選定）が記名押印又は署名すること。なお、責任者の選定にあたり部長等の肩書の有無は問わない。
 - ロ. 使用する印鑑は報告者の内部規定に基づき決定すること。
 - ハ. 署名（自署）した場合、押印の必要はない。
- (4) 「担当者の氏名（電話番号）」欄
 - イ. 担当者は、当該報告書の照会に対応できる者（複数でも可）を記入すること。
 - ロ. 電話番号は出来るだけ直通番号を記入すること。代表電話の場合は、内線番号・担当部署名を補記すること。
- (5) 「計表ID」「金融機関コード」欄
 - イ. 「計表ID」は銀行勘定分は061、信託勘定分は064と記入すること。
 - ロ. 「金融機関コード」は、5桁（0+全銀協コード4桁）で記入すること。
- (6) 「1 本邦店の非居住者に対する貸付」について
 - イ. 本邦店の非居住者に対する貸付けにおける月中の貸付実行額及び回収額を外国通貨建及び本邦通貨建の別に区分のうえ、記入すること。

なお、非居住者に対する貸付債権を売買した際には、名義変更の有無にかかわらず、買入れの際には「実行」、売却の際には「回収」として、売買価格（手数料その他の付属費用を除いたもの）をもって記入すること。また、その際にも居住性の区分は売買した貸付

債権により行うこと。

- ロ. 円建の「実行」「回収」欄の記入にあたり、オーバードラフト、メール・クレジットについては、ネットアウト後の金額をどちらか一方に加算すること。
- ハ. 原契約条件の変更の場合には、既存の貸付契約は「回収」に計上し、変更後の貸付契約は「実行」へ計上すること。なお、多通貨選択（マルチ・カレンシー）条項付の貸付けにおいては、円と外貨の間の通貨変更に係る場合には「実行」「回収」欄の記載が必要であるが、外貨から他の外貨への通貨変更（例えば米ドル建がユーロ建に変更となる場合）については、換算レートの関係で円換算した残高が変動するが、この場合には「実行」「回収」欄の記載を要しないので留意すること。

(7) 「2 本邦店の対非居住者貸付債権の放棄の状況」について

非居住者に対する貸付けに係る放棄額（貸付先との間で、契約上の取極めに基づく直接償却分）のみを貸付債権の債務者の属する国（又は地域）別に区分して記入すること。

なお、貸付債権売買等に伴い、**経理上放棄としてみなすもの**（貸付債権の売却により譲渡金額が売買対象債権金額を下回る場合の差額や貸付債権の回収金額が売買対象債権金額を下回る場合の差額等）は**放棄額に含めないもの**とする。